

VI 服務・懲戒、倫理

職員は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないものとされるとともに、服務上各種の制約が課されており、さらに、服務規律の保持のために懲戒制度が設けられています。

また、職務の遂行の公平さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止することにより、公務に対する国民の信頼を確保することを目的として、国家公務員倫理法が制定されています。

当事務所では、服務・懲戒、倫理制度の周知徹底と適正な運用を図るため、各機関の担当者に対する説明会を開催するとともに、日常の制度照会等を通じて各機関への指導を行っています。

1 服務・懲戒制度説明会

各機関の担当者を対象に、服務・懲戒制度の趣旨の徹底とその適正な運用を図ることを目的として開催しました。

開催日	開催地	参加者
元. 6. 21	那覇市	16 機関 25 人

2 倫理制度説明会

各機関の担当者を対象に、国家公務員倫理法の周知徹底とその適正な運用を図ることを目的として開催しました。

開催日	開催地	参加者
元. 6. 21	那覇市	14 機関 23 人